

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況 (流通・販売段階での取組)

平成29年度福島県産農産物等流通実態調査の結果

調査内容

生産者・生産者団体（418件）、事業者（606件）、消費者（3,321件）へのヒアリング・アンケート、統計データの分析等を米や青果物、畜産物等20品目において実施

消費者

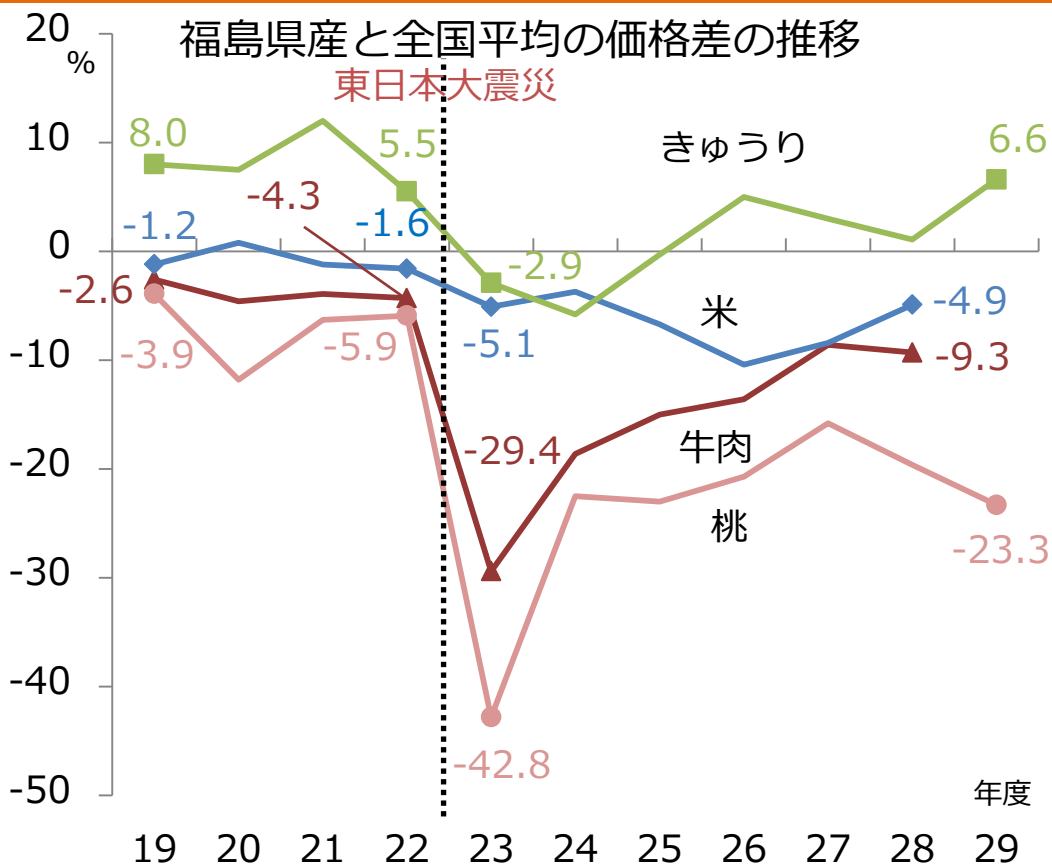
- ・産地照会が減少し、クレームはほとんどない
- ・福島県産を積極的に購入するという声もある
- ・一部には、依然イメージとして安全性に不安があるという意見がある
- ・海外顧客は、産地を非常に気にしている

小売業者

- ・福島県産農林水産物に切り替える理由・きっかけが見いだせない
- ・産地照会を受けた際の説明に苦慮する
- ・売残りリスクを極力回避するため、取扱いを躊躇する
- ・米、牛肉、贈答用の桃の取扱いは回復していない

卸売業者・仲卸業者

- ・販売先が別産地を指定している
- ・販売先が別産地を希望していると想定している
- ・米、牛肉では、業務用となっており、価格の上昇が見込みにくい



福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、小売業者等への指導、助言等に関する通知を发出

(平成30年4月27日付け農林水産省、復興庁、経済産業省連名)

小売業者・外食業者・中食業者・加工業者への指導・助言

- ・ 福島県産農産物であることのみをもって取り扱わなかったり、買い叩いたりすることのないようにすること。
- ・ 他県産農産物等と福島県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。
- ・ 経営陣による積極的なイニシアティブを発揮することにより、福島県産農産物等を合理的な理由なく回避することのないようにすること。
- ・ 消費者、関係事業者等から照会があった場合には、その都度丁寧に説明すること。 等

卸売業者・仲卸業者への指導・助言

- ・ 取扱商品に関する産地の指定に過剰に配慮することのないようにすること。
- ・ 小売業者のバイヤー等に対して、現在流通している福島県産農産物等が徹底した放射性物質のモニタリング検査を経て安全を確認しているとともに、風評被害の払拭に向けて関係者が一層協力することが重要である旨を説明すること。
- ・ 風評被害による損害の賠償を受けることができる等を理由とした不当な安価での仕入れ・販売が行われないようにすること。 等

生産者への助言 (優良事例)

- ・ 米について、大粒の米を選別するとともに、品質管理を徹底した結果、「究極のすし米」とうたってアラブ首長国連邦やカタールへの輸出を実現。
- ・ 桃について、ウェブサイトやSNSを立ち上げ、インターネットを活用した通信販売を充実させることにより、若い年代の新規顧客を開拓。等

その他の措置

- ・ 販売促進・風評情報に関する相談窓口を設置 (農林水産省、復興庁、経済産業省、福島県)。
- ・ 指導・助言等の考え方を説明する説明会を実施 (平成30年5月18日に中央説明会を開催した他、個別団体ごとに説明、意見交換を実施)。 等



中央説明会

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況 (流通・販売段階での取組)

平成30年度福島県産農産物等流通実態調査

	29年度	30年度
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ・米 ・桃、きゅうり、トマト、アスパラガス、ピーマン、さやいんげん、梨、りんご、あんぽ柿 ・牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳 ・しいたけ、なめこ ・カツオ、コウナゴ、ヒラメ、カレイ類 <p>合計<u>20</u>品目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米 ・桃、きゅうり、トマト、アスパラガス、ピーマン、さやいんげん、梨、りんご、あんぽ柿、<u>ねぎ、ブロッコリー、グリーンピース、スナップエンドウ、ぶどう</u> ・牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳 ・しいたけ、なめこ ・カツオ、コウナゴ、ヒラメ、カレイ類、<u>マアナゴ</u> <p>合計<u>26</u>品目</p>
価格の追跡調査	なし	<u>米、牛肉、贈答用桃、贈答用あんぽ柿、ピーマン、ヒラメ</u> を対象に実施
調査地域	福島県、首都圏、関西圏	福島県、首都圏、関西圏、 <u>北海道、東海圏</u>
対象者	生産者団体、生産者、卸、仲卸 加工・小売・外食産業 消費者	同左
調査体制	委託事業（農林水産省の職員が同行）	委託事業（農林水産省及び <u>復興庁、経済産業省</u> の職員が同行）

平成29年度の販売促進対策実績

- ・量販店等における
 - ・販売コーナーの設置 (13店舗)
 - ・販売フェアの開催 (773店舗)
 - ・福島県知事・副知事によるトップセールス (30回)等の販売促進の取組を実施。
- ・オンラインストアにおける特設ページの開設及びキャンペーンを実施。
- ・タイ、ベトナム等アジア4か国でのプロモーション活動を実施。
- ・テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業等を支援。 等



福島県産米の販売コーナー



桃の販売フェア



知事によるトップセールス



ベトナムでのプロモーション活動

今後強化する販売促進対策

- ・GAP認証等により生産される県産農産物や、棚の回復が遅れている米、牛肉の販路開拓。
- ・福島県産水産物を首都圏量販店の東京都・埼玉県内にある5店舗に直送し、「福島鮮魚便」として常設コーナーで販売。
- ・パッケージングの改善やロゴの制作によるブランド力の強化。
- ・オンラインストアにおける出店者のスキルアップ支援等、出店しやすい環境づくり。
- ・6次化商品の県内や首都圏でのテストマーケティング及び商品改良への支援拡充。
- ・有望輸出国等での情報発信や展示会出展、輸出にチャレンジする生産者団体等への支援。 等



店内の「福島鮮魚便」コーナー



FGAP (ロゴ)



パッケージング改善の例

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、29か国で輸入規制を撤廃、25の国・地域で輸入規制を継続）。

諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年8月22日時点）

規制措置の内容／国・地域数				国・地域名	
54	規制措置を完全撤廃した国	29		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル	
		輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止	8	6
				2	（日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン
	25	自国での検査強化	一部の又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	16	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、アラブ首長国連邦（UAE）、レバノン、ロシア ※EU加盟国（28か国）を1地域とカウント。
			1	イスラエル	

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

最近の規制措置が完全撤廃された例 最近の輸入規制緩和の例

撤廃された年月	国名	緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く	平成28年12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料→5県のみ）
11月	ボリビア	平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
平成28年2月	インド	4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
5月	クウェート	9、11月	米国	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に ・輸入停止（福島県等）→一部の品目の解除等
8月	ネパール			
12月	イラン	12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等）
平成29年4月	カタール	平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）
10月	ウクライナ	3、6月	米国	輸入停止（栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びブズキ）→解除
11月	パキスタン	3月	ロシア	輸入停止（7県産の水産物）→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書（セシウム、ストロンチウム）の添付を条件に停止措置を解除
12月	サウジアラビア	5月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小（5県の全ての食品・飼料→福島県）、産地証明書の添付不要
平成30年2月	アルゼンチン	7月	シンガポール	全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小（福島県10市町村→7市町村）
7月	トルコ	"	香港	輸入停止（茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳）→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能
8月	ニューカレドニア			
	ブラジル			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

我が国の輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産食品等の輸入規制を継続。

輸出先国・地域	輸出額・順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,877億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,007億円 3位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
台湾	838億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国 (WTOにおいて 係争中)	597億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物
シンガポール	261億円 8位	福島	林産物、水産物
		福島原発周辺の7市町村	全ての食品
マカオ	38億円 23位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品
		宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	野菜、果物、乳製品

注：1 輸出額及び順位は、平成29年確定値による。（出典：財務省「貿易統計」）

2 上記6か国・地域のほか、米国、フィリピンの2か国は、日本国内において出荷制限措置がとられている品目を輸入停止している。

3 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）」については、放射性物質検査証明書の添付が求められているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない状況。

円滑に賠償金が支払われるように、東京電力に対して働きかけ

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では30年9月30日までに、約9,112億円の請求に対し、約8,775億円を支払い（96%）※。

※30年9月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出